

池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1. 公募の目的

本業務は、本市の実施する介護予防事業をより効果的に実施するためのアプローチとして、対象層に対し、調査及び参加型プログラムを一体的に実施し、生活環境に変化があっても社会参加を可能な限り継続できるよう意識付けすることを目的とする。

ここでいう社会参加とは、就労や地域での活動、趣味等の講座への参加のことをいう。

なお、本業務を実施するにあたり、豊富な経験及び専門知識が必要であることから、公募型プロポーザルを実施するもの。

2. 業務の概要

- (1) 業務名 池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務
- (2) 委託期間 契約締結日から令和9年3月31日
- (3) 業務内容 別紙「池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務委託仕様書」のとおり

3. 契約方法及び見積上限額等

- (1) 契約方法 公募型プロポーザル方式による随意契約
- (2) 見積上限額 10,000,000円（消費税及び地方消費税含む）
- (3) 成果連動 別紙「池田市高齢者介護予防に向けた社会参加継続促進業務委託仕様書」のとおり

4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）で規定する暴力団又は暴力団密接関係者でないこと。また、これらの者と下請契約その他の契約を締結する者でないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの更正手続又は再生手続開始の決定がなされていないこと。
- (4) 事業者の公募開始の日から契約締結の日までの間において、池田市指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

- (5) 銀行取引停止処分を受けていないこと。
- (6) 国税、地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去5年間に地方公共団体・法人等において、介護予防事業を行った実績を有していること。

5. 提案者の欠格事由

提案者が次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 上記4の参加資格の要件を欠いた場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出期限までに提出書類が提出されなかった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 提案に当たり著しい信義に反する行為等により、選定委員会が失格であると認めた場合

6. スケジュール (予定)

項目	日程
公募の開始	令和8年5月18日(月)
事業者からの質問受付期限	令和8年5月18日(月)～5月25日(月)
質問への回答	令和8年5月28日(木)
参加表明書等の提出期限	令和8年6月1日(月)
企画提案書等の提出期限	令和8年6月8日(月)
プレゼンテーションの実施(選定委員会)	令和8年6月中旬予定(後日通知予定)
結果通知	令和8年6月下旬予定
契約締結	令和8年7月上旬予定

7. 提出書類

参加予定者は、次の書類をそれぞれの期限までに提出すること。

- (1) 参加表明書(様式1)
- (2) 業務実績書(様式2)
- (3) 業務実施体制(様式3)
- (4) 誓約書(様式4)
- (5) 企画提案書(任意様式)
- (6) 業務スケジュール(任意様式)
- (7) 見積書※
- (8) 会社概要・パンフレット等
- (9) その他参考資料

※見積書は、仕様書における各業務内容に沿って、各業務の見積価格の内訳を、消

費税及び地方消費税を抜いた価格で明記すること。

8. 参加申込

参加予定者は、上記7の(1)(2)及び(8)を提出すること。

(1) 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年6月1日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

郵送、持参または電子メール(期限内必着)

(3) 提出場所

〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市 健康福祉部 介護保険課

E-mail: kaigo@city.ikeda.osaka.jp

9. 質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年5月18日(月)から令和8年5月25日(月)午後5時まで

(2) 提出方法

質問書(様式5)により電子メールで下記のメールアドレス宛に提出すること。

E-mail: kaigo@city.ikeda.osaka.jp

(3) 質問に対する回答

令和8年5月28日(木)に市ホームページで回答する。

10. 提案書等の提出

参加予定者は、上記7の(3)(4)(5)(6)(7)及び(9)を提出すること。

(1) 提案書作成上の注意

① 提案書は仕様書の必要事項を満たすこと。

② 提案内容は簡潔に概要を記載すること。なお、記載を補完するためのイラスト、イメージ図又は図面等を添付してよい。ただし、用紙サイズはA4判とすること。

(2) 提出部数 8部(正本1部、副本7部)

(3) 提出期限 令和8年6月8日(月)午後5時まで

(4) 提出方法 郵送または持参

(5) 提出先 〒563-8666 池田市城南1丁目1番1号

池田市 健康福祉部 介護保険課

1 1. 選定方法等

(1) 選定方法

選定委員会において、提案書及び提案書に基づくプレゼンテーションの審査を行い、評価点数の合計による総合評価で最高得点を得た参加者を、優先交渉権者、次に高い者を次点者とする。ただし、最高得点を得た参加者の得点が、選定委員会で定める基準点に満たない場合は、採択しない。なお、参加者が5者を超える場合は、事前に書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を5者程度に選定する。参加者が1者の場合においては、適切に実施できると判断した場合において、当該参加者を優先交渉権者とする。

(2) 評価項目及び配点

評価項目	配点
業務目的・内容の理解度、提案の妥当性・有効性・実現性	55
業務実施体制	20
業務実績	10
価格	15

(3) 選定結果の通知

選定結果は文書で通知する。

(4) 選定結果の公表等

選定結果については、市ホームページにて公表する。

1 2. プレゼンテーション

(1) 実施日時・場所

日 時：令和8年6月中旬予定（後日通知予定）

場 所：池田市役所 庁舎内

※日時・場所等の詳細は、参加者に別途連絡する。

(2) 実施時間

1者につき30分以内（プレゼンテーション20分、質疑応答10分）とする。

(3) 機材等

プレゼンテーションに必要な機材は、参加者で用意すること。市は、プロジェクター及びスクリーンのみを用意するものとする。なお、オンラインでの参加は不可とする。

(4) プレゼンテーションを行う者

本業務に携わる担当者とする。ただし、担当者に加えて、担当者以外の者が行うことは差し支えない。1事業者当たり5名以内とする。

1 3. 選定結果の通知

選定結果は、提案者全員に通知するとともに池田市ホームページで公表する。

14. 契約

選定委員会の審査により選定した事業者と本業務の委託契約を締結する。

15. その他

- (1) 本プロポーザルに関して必要とした費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出書類の提出後の修正又は変更は、一切認めない。
- (3) 提出書類に記載された受託業務の担当者等は、市がやむを得ないものとして認める場合を除き、変更することはできない。
- (4) 参加表明後に参加を辞退する場合は、速やかに市へ文書で通知すること。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類は、参加者に無断で本プロポーザルの選定以外の目的に使用しない。
- (7) 選定を行う作業に必要な範囲において提出書類の複製を作成することがある。
- (8) 本プロポーザルに係る情報公開の請求があった場合は、池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）の規定に基づき提出書類を公開する場合がある。

16. 問い合わせ先

〒563-8666

池田市城南1丁目1番1号 池田市役所2階

池田市 健康福祉部 介護保険課

電話番号 072-754-6257